

## 民事訴訟法

- 1 訴額100万円の請求の第一審は地方裁判所の管轄である。
- 2 株主総会決議取消訴訟の第一審は地方裁判所の管轄である。
- 3 普通裁判籍は、原告の住所の裁判所に認められるのが原則である。
- 4 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、不法行為が行われた土地を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。
- 5 特許権等に関する訴訟は、簡易裁判所事件を除き、第一審では東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄である。
- 6 当事者が合意によって法定管轄と異なる裁判所に管轄を発生させることはできない。
- 7 管轄権のない裁判所がした判決は当然に無効である。
- 8 受訴裁判所の専属管轄に属する事件は、専属的合意の場合を除き、他の裁判所に移送することはできない。
- 9 申立てにより移送の裁判をすることはできない。
- 10 移送申立てを却下した決定を争うことはできない。
- 11 除斥原因のある裁判官は、除斥の裁判がなされる以前から法律上当然に、その事件の裁判に一切関与し得ないのが原則であるが、一定の例外が認められている。
- 12 除斥原因のある裁判官が判決に関与した場合であっても、その判決が確定したときには、再審で争うことはできない。
- 13 忌避原因のある裁判官は、忌避の裁判がなされる以前から法律上当然に、その事件の裁判に一切関与し得ない。
- 14 除斥・忌避の申立てがなされると、除斥・忌避の裁判の確定までは、本案の訴訟手続は停止しなければならない。
- 15 訴訟手続停止中に急速を要しない行為がなされた場合、後に除斥・忌避の申立てに理由がないとの裁判が確定したときは、その行為の瑕疵は治癒される。
- 16 法人格のない社団・財団は当事者能力を有しない。
- 17 裁判所の調査によって、口頭弁論終結時に当事者能力の欠缺が判明した場合、裁判所は判決で訴えを却下しなければならない。
- 18 未成年者・成年被後見人は訴訟能力を有しない。
- 19 被保佐人・被補助人が相手方の提起した訴えにつき応訴する場合には、保佐人・補助人の同意を要する。
- 20 訴訟能力を欠く者の行った訴訟行為は、当然に無効である。

短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 21 訴訟能力の欠缺や制限を看過して終局判決が出された場合、その判決は無効である。
- 22 裁判所の調査によって、訴訟係属中に訴訟能力の欠缺が判明した場合、裁判所は直ちに訴えを却下すべきである。
- 23 訴状の受領時に、被告が既に訴訟能力を欠いていた場合、本案判決をすることはできない。
- 24 訴状の受領時には訴訟能力があったが、その後被告が訴訟能力を失った場合、訴訟係属は遡って無効となる。
- 25 代理権の存在は必ずしも書面で証明しなければならないわけではない。
- 26 代理権の消滅は相手方に通知されなければ効力を生じない。
- 27 第一審において代理権が欠缺していた場合、第二審で権限を有する代理人が本案につき弁論すれば、第一審での訴訟行為を追認したことになる。
- 28 実体法上法定代理人とされている者は、訴訟法上も法定代理人とされる。
- 29 法定代理人の行った訴訟行為の効果は訴訟代理人に帰属する。
- 30 代理権消滅の効果が発生すると、能力を取得した本人や新しい法定代理人が受継するまでは訴訟手続は中断する。
- 31 判例によれば、法人の代表者の登記が実体関係を反映していなかった場合、登記を信頼した当事者は、表見代理規定の類推適用によって保護され得る。
- 32 訴訟委任に基づく訴訟代理人とは、特定の事件ごとに訴訟追行の委任を受け、そのための個別的な代理権を与えられた者をいう。
- 33 訴訟委任に基づく訴訟代理人は、原則として弁護士でなければならない。
- 34 当事者が数人の代理人に訴訟委任をした場合、各代理人はそれぞれ単独で当事者を代理して訴訟を追行する権限を有する。
- 35 訴訟委任に基づく訴訟代理人を選任した場合、本人は自ら訴訟追行できる地位を失う。
- 36 訴訟委任に基づく訴訟代理人を選任した場合、当事者は、具体的な事実関係及び法律関係について更正権を有する。
- 37 法令上の訴訟代理人の例としては、支配人、船長が挙げられる。
- 38 法令上の訴訟代理人の代理権の範囲は、個別の授権により定まる。
- 39 給付の訴えにおける請求棄却判決は確認判決である。
- 40 形成の訴えにおける請求棄却判決は形成判決である。
- 41 共有物分割の訴えには、処分権主義・弁論主義の適用はない。

## 短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 42 最高裁判所は、境界（筆界）確定訴訟では控訴審において不利益変更禁止の原則は適用されないと判示している。
- 43 最高裁判所は、土地共有者の1人は、他の共有者が境界確定訴訟に同調しない場合、隣地所有者と他の共有者を共同被告として訴えを提起することができるかと判示している。
- 44 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出して行うのが原則である。
- 45 訴状の必要的記載事項は当事者・法定代理人及び請求の趣旨である。
- 46 提出された訴状の必要的記載事項に不備があった場合、裁判長は、相当の期間を定めて補正を命じ、補正がなければ訴状を却下することになる。
- 47 訴訟係属は、訴状の相手方への送達時点で生ずる。
- 48 裁判所に既に訴訟係属の生じている事件については、同一当事者間では同一事件につき重ねて別訴での審理を求めることはできない。
- 49 自ら前訴で訴えをもって主張した債権を自働債権として後訴で相殺の抗弁をすることは許されない。
- 50 訴えの提起による時効中断又は期間遵守の効果は、訴状提出時に生じる。
- 51 明示的一部請求においては、その一部についてのみ時効中断効が生ずる。
- 52 同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、両者の賠償をあわせて請求する場合には、その訴訟物は2個である。
- 53 民事訴訟の審理は、当事者の訴え提起行為によってはじめて開始されるのが原則である。
- 54 原告が売掛代金100万円の支払を請求している場合、審理の結果代金が200万円と判明すれば、裁判所は被告に200万円の支払を命ずる判決をすることができる。
- 55 原告が請求権の確認を求めている場合に、裁判所が原告の意に反して給付判決をすることは許されない。
- 56 原告が売買代金の支払を主位請求、売買契約の無効を理由とする目的物の返還を予備的請求とした場合、裁判所が売買代金の支払についての審理をしないで目的物の返還について先に審理し判決しても、処分権主義には反しない。
- 57 前訴で一部請求であることが明示されていた場合、前訴で勝訴した当事者は、後訴で残部につき請求することができる。
- 58 前訴で一部請求であることが明示されていた場合、前訴で敗訴した当事者は、特段の事情がない限り、残部請求の後訴を提起することはできない。
- 59 損害の一部を請求する訴訟で過失相殺がなされるべき場合、まず損害額全額を設定した上で、その全額で過失相殺による減額をし、その残額が請求額を超えないときはこの残額を認容すべきである。
- 60 当事者間に不起訴の合意があるか否かについては、裁判所は当事者の申立てを待たずに自ら職権によって調査を開始しなければならない。

## 短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 61 訴えの利益の有無については、裁判所は当事者の申立てを待って調査を開始すれば足りる。
- 62 訴訟要件の存否の判断の基準時は事実審の口頭弁論終結時であり、訴訟要件はその時までには具備されれば足りるのが原則である。
- 63 単なる事実の存否をめぐる争いにつき訴えを提起することは、一切許されない。
- 64 現在給付の訴えには、原則として訴えの利益が認められる。
- 65 将来給付の訴えには、訴えの利益は一切認められない。
- 66 遺言者の生存中に、受贈者に対して遺言無効確認を求める訴えを提起することは許されない。
- 67 法人の代表役員の地位の確認を求める訴えでは、法人を被告とすべきである。
- 68 第三者の訴訟担当とは、実質的利益帰属主体に代わって第三者が訴訟を迫行して判決を受ける資格を認められる場合をいう。
- 69 明文規定のない場合には、任意的訴訟担当は認められない。
- 70 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する第三者は、自らは当事者とならずに、原告又は被告を選定当事者とすることができる。
- 71 選定当事者の選定は、多数決による。
- 72 選定当事者は、訴訟上の和解をすることはできない。
- 73 判決で裁判をすべき場合、原則として、口頭弁論が開かれなければならない。
- 74 公開主義とは、訴訟の審理及び裁判を一般国民の傍聴し得る状態で行うべきことをいう。
- 75 口頭主義とは、口頭弁論期日に口頭で陳述されたものだけが裁判資料として判決の基礎たり得る原則をいう。
- 76 訴訟係属中に裁判官が交代した場合、新裁判官の面前で従来の弁論や証拠調べをすべて繰り返さなければならない。
- 77 事件が複雑であり適正迅速な審理のため必要なときは、裁判所・当事者の協議の上審理計画を定め、それに従って審理が進められる。
- 78 訴訟係属中に、当事者は、自ら相手方当事者に対し、必要事項につき照会書を送付し、一定期間内に文書で回答するよう求めることができる。
- 79 口頭弁論は必ずしも書面（書面とみなされるものも含む）で準備しなくともよい。
- 80 準備書面を提出しておけば、相手方が欠席してもその記載事実を主張することができる。
- 81 準備書面が提出されていても、準備書面に記載されていない事実は、相手方が在廷していない場合には、口頭弁論で主張することができない。
- 82 準備的口頭弁論では、書証に限り証拠調べをすることができる。

## 短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 83 当事者は、準備的口頭弁論の終了後には攻撃防御方法を提出することはできない。
- 84 弁論準備手続は一般に公開される。
- 85 弁論準備手続では、文書の証拠調べをすることはできない。
- 86 書面による準備手続を行うためには、当事者の意見を聞く必要はない。
- 87 書面による準備手続は、原則として裁判所が主宰する。
- 88 当事者は、口頭弁論の終結に至るまで、いつでも随時に攻撃防御方法を提出することができる。
- 89 ある攻撃防御方法につき、裁判長が釈明を求めたのにこれに応じず、あるいは釈明のための期日に出席しない場合には、当該攻撃防御方法は却下される。
- 90 地方裁判所の事件において、最初の口頭弁論期日に一方当事者が欠席した場合、欠席者がそれまでに提出していた準備書面に記載した事項は、期日に陳述したものとみなされる。
- 91 地方裁判所の事件において、続行期日に一方当事者が欠席した場合、欠席者がそれまでに提出していた準備書面に記載した事項は、期日に陳述したものとみなされる。
- 92 当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合、1か月以内に期日指定の申立てをしたときでも、連続して2回口頭弁論期日に欠席したときには、訴えの取下げが擬制される。
- 93 当事者の双方が口頭弁論期日に出席しない場合には、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときであっても、口頭弁論を終結して終局判決をすることはできない。
- 94 当事者がその責めに帰することのできない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合、その事由が消滅してから1週間以内に懈怠した行為を行えば、本来の期間中に行ったのと同様の効力を有する。
- 95 当事者の死亡、法定代理人の死亡はいずれも訴訟手続の中断事由である。
- 96 訴訟追行者からの受継申立てがあつた場合、裁判所は、職権で事実の存否を調査し、理由のない場合は判決で申立てを却下することになる。
- 97 当事者双方が受継申立てをしない場合、中断当時訴訟の係属した裁判所は、職権で続行を命じる決定をすることができる。
- 98 天災により裁判所の職務執行が不能となった場合、訴訟手続は中断する。
- 99 訴訟契約とは、当事者あるいは当事者となるべき者が、特定の訴訟につき影響を及ぼす一定の効果の発生を目的とする合意をいう。
- 100 当事者は、裁判所又は相手方当事者の訴訟行為に訴訟手続に関する規定の違反がある場合、これに対し異議を述べてその無効を主張し得る。
- 101 裁判所は、主張責任を負う者が主張した事実であるか相手方が主張した事実であるかを問わず、裁判の基礎とすることができる。

## 短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 102 当事者から主要事実の主張がないまま、証人尋問の中で現れた当該事実の存在につき裁判所が心証を得た場合、裁判所は、その事実に基づいて裁判をすることができる。
- 103 裁判所は、当事者間に争いのない主要事実（自白事実）についても、その真否を確かめるために証拠調べを行い、自白事実に反する事実を認定することができる。
- 104 当事者が、当事者間で契約が成立したと主張している場合、裁判所が、当事者の一方の代理人と相手方との間で契約が成立したとの事実を認定することは許されない。
- 105 当事者が過失相殺を主張していない場合に、裁判所が職権で過失相殺することはできない。
- 106 当事者は、裁判所の釈明に応じなければならない義務を負う。
- 107 訴えの変更を示唆する釈明は許されない。
- 108 公知の事実及び職務上知りえた事実については、証明を要しない。
- 109 裁判上の自白とは、口頭弁論期日又は弁論準備手続期日での、相手方の主張と一致する、自己に不利益な事実の陳述をいう。
- 110 裁判上の自白をした当事者が自白を撤回することは一切許されない。
- 111 間接事実の自白は、裁判所を拘束しない。
- 112 文書の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束しない。
- 113 一方当事者の提出した証拠を、提出者に不利な事実の認定のために用いることは許されない。
- 114 手形小切手訴訟では、証拠方法は書証に限られる。
- 115 自白契約、即ち、一定の事実を争わないことを約束する契約は無効である。
- 116 民事訴訟での事実認定に必要な心証の程度は、経験則に照らして通常人が日常生活において疑いを抱かない程度の証明で足りるのが原則である。
- 117 債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟においては、帰責事由の不存在の証明責任は債務者が負う。
- 118 無断転貸を理由とする建物明渡請求訴訟においては、背信行為と認めるに足りない特段の事由の証明責任は借借人が負う。
- 119 証明責任の転換とは、通常の証明責任の分配とは別に、明文で相手方当事者に反対事実についての証明責任を負わせることをいう。
- 120 法律上の推定とは、裁判官が自由心証主義の範囲内で経験則を適用してする推定をいう。
- 121 間接反証とは、ある主要事実につき証明責任を負う当事者が、その主要事実を推認させるのに足りる間接事実の存在を証明した場合に、相手方が、その間接事実と両立し得ない別の事実の存在を立証することによって、裁判官が主要事実につき心証を形成するのを妨げるための証拠ないし証明活動をいう。

## 短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 122 証拠申出にあたっては、証明すべき特定の事実、特定の証拠方法、及び両者の関係を具体的に表示しなければならない。
- 123 証拠申立人は、証拠調べ開始後は、相手方の同意がなければ証拠申出を撤回することはできない。
- 124 証拠申立人は、証拠調べ終了後は、証拠申出を撤回することはできない。
- 125 適法な証拠申出がなされた場合でも、これを採用して証拠調べを実施するか否かは、裁判所の裁量に任せられる。
- 126 証拠調べは、できる限り争点・証拠整理手続終了後の最初の口頭弁論期日に、まとめて集中して行わなければならない。
- 127 決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋する場合、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。
- 128 法定代理人に対する証人尋問は認められない。
- 129 証人尋問と当事者本人尋問を行う場合、原則として、まず証人尋問を行う。
- 130 鑑定とは、当事者の判断能力を補充するために、学識経験のある第三者にその専門的知識や意見を報告させる証拠調べをいう。
- 131 公文書の真正が争われた場合、これを争う相手方が証拠を挙げて推定を覆さなければならない。
- 132 書証の申出は、挙証者が文書を所持する場合には、これを提出して行う。
- 133 文書提出命令の申立ては、原則として、文書の表示・趣旨・証明すべき事実・提出義務の原因を明らかにして書面（書面とみなされるものも含む）でなければならない。
- 134 文書提出命令の申立ての理由の有無につき、裁判所は判決手続で審理する。
- 135 証拠調べの必要を欠くとの理由で文書提出命令の申立てを認めない決定に対しては、即時抗告することができる。
- 136 当事者が文書提出命令に従わないとき、申立人が当該文書の記載内容を具体的に主張できる場合には、裁判所は、当該文書の記載に関する申立人の主張を真実と認めることができる。
- 137 銀行の貸出稟議書は、特段の事情のない限り、第220条第4号ニの「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらない。
- 138 予め証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があるときには、申立て又は職権で、証拠保全手続が開始される。
- 139 訴えが有効に取り下げられると、訴訟係属は遡及的に消滅し、訴訟は終了する。
- 140 訴えの取下げには条件を付けることができる。
- 141 訴えの取下げが詐欺・脅迫等刑事上罰すべき他人の行為に基づく場合、訴えの取下げは無効となり得る。

短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 142 被告が本案につき準備書面を提出し、弁論準備手続で申述し、又は口頭弁論期日に弁論をした後は、被告の同意がなければ訴えの取下げは効力を生じない。
- 143 本訴が取り下げられた場合に本訴被告が反訴を取り下げるには、本訴原告の同意が必要である。
- 144 訴え取下げ後に、同一の請求につき別訴を提起することは許されない。
- 145 請求の放棄とは、原告の請求に理由のあることを認める旨の、被告の裁判所に対する意思表示をいう。
- 146 認諾調書には既判力が認められるが、当事者は、認諾の無効を主張して期日指定を求めることができる。
- 147 訴訟上の和解が成立した場合、和解の成立した範囲で訴訟は当然に終了する。
- 148 訴訟上の和解に実体法上の無効・取消原因がある場合、当事者は、期日指定の申立て、和解無効確認の訴え、請求異議の訴え、再審の訴えといった手段を採り得る。
- 149 判決は、判決書を作成しそれに基づいて期日に言渡しをすることにより成立する。
- 150 決定・命令では必ずしも口頭弁論を開かなくてもよい。
- 151 終局判決はすべて全部判決である。
- 152 中間判決とは、訴訟係属中に、当該請求の当否の判断の先決関係たる権利・法律関係の存否につき、原告または被告が追加的に提起する確認訴訟に対する判決をいう。
- 153 当事者は、原則として、中間判決の直前の口頭弁論終結時まで提出し得た攻撃防御方法を、中間判決後に提出することはできない。
- 154 中間判決に対しても、独立の上訴が認められる。
- 155 予備的併合の場合に、主位請求を棄却する一部判決をすることは許されない。
- 156 判決は、上訴ができなくなった時点で確定する。
- 157 判決言渡後は、確定前であれば、判決をした裁判所は、判決を撤回することができる。
- 158 原告が、被告の居所不明と偽って訴状等の公示送達を申し立て、勝訴判決を取得した場合、被告は、再審を経ることなく、後訴で無効主張することができる。
- 159 既判力は、原則として、判決主文に包含する判断に限り生ずる。
- 160 前訴基準時前に成立していた取消権を、基準時の後にはじめて行使して後訴で前訴確定判決の内容を争うことはできない。
- 161 前訴基準時前に成立していた相殺権を、基準時の後にはじめて行使して後訴で前訴確定判決の内容を争うことはできない。
- 162 債権者代位訴訟の既判力は、代位債権者の勝訴・敗訴を問わず、債務者にも及ぶ。

短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 163 判決の基準時後に訴訟物たる権利関係をめぐり実体法上の法的地位を前主たる当事者から承継した者には、前主・相手方当事者間の確定判決の既判力が拡張される。
- 164 物の引渡請求とその履行不能を条件とする価額相当額の金銭の支払いを求める請求の併合は、予備的併合である。
- 165 単純併合では、すべての請求につき審判しなければならない。
- 166 単純併合では、弁論の分離及び一部判決は許されない。
- 167 法律上相互に両立しえない数個の請求に順位をつけて、第1順位の請求が認容されなければ次順位の請求の認容を求めるという形の併合は、予備的併合と呼ばれる。
- 168 予備的併合では、弁論の分離及び一部判決は許されない。
- 169 訴えの変更とは、訴訟係属後に、原告が、当初からの手続を維持しつつ、当初の審判対象を変更することをいう。
- 170 損害賠償請求訴訟において、賠償額を減額することは、訴えの変更に当たる。
- 171 訴えの変更の要件である「請求の基礎」の同一性とは、新旧両請求の利益関係が社会生活上共通であり、旧請求をめぐり裁判資料の継続利用が可能であることをいう。
- 172 被告が同意した場合、「請求の基礎」の同一性がなくても訴えの変更をなし得る。
- 173 控訴審では訴えの変更は許されない。
- 174 訴えの変更は、書面（書面とみなされるものも含む）でなされなければならない。
- 175 控訴審で反訴を提起するためには、原告（反訴被告）の同意又は応訴が必要である。
- 176 通常共同訴訟では、各共同訴訟人は他の共同訴訟人の訴訟追行に制約されずに、それぞれ独自に訴訟を追行し、その効果を受ける。
- 177 通常共同訴訟では、共同訴訟人の1人の提出した証拠は、他の共同訴訟人が援用していない場合でも、その者の主張する事実を認定するためにも共通して資料たり得る。
- 178 通常共同訴訟では、共同訴訟人の1人がした主張は、他の共同訴訟人のためにもなされたものと評価することができる。
- 179 必要的共同訴訟では、共同訴訟人の1人のなした共同訴訟人に有利な訴訟行為は、全員につき効力を生じる。
- 180 必要的共同訴訟では、共同訴訟人の1人のなした共同訴訟人に不利な訴訟行為は、他の共同訴訟人については効力を生じないが訴訟行為者本人については効力を生じる。
- 181 必要的共同訴訟では、共同訴訟人の1人に対する相手方の訴訟行為は、それが全員にとって有利なものである場合に限り、全員について効力を生じる。
- 182 必要的共同訴訟では、一部判決が許される。

短答実力診断テスト【民事訴訟法】問題

- 183 共有権確認請求訴訟は固有必要的共同訴訟である。
- 184 共有者による持分確認請求訴訟は固有必要的共同訴訟である。
- 185 共有者相互間の共有物分割の訴えでは、全員を被告としなければ不適法である。
- 186 共同訴訟人の又はこれに対する各請求がその実体法上の理由で両立し得ない関係にある場合に、原告側が、どちらか一方の認容を優先して申し立て、それが認容されることを解除条件として他の請求の審判を求める申し立てをすることができる。
- 187 訴訟の結果に独自の法律上の利益を有する者は、補助参加をすることができる。
- 188 補助参加人は、補助参加の時における訴訟の程度に従いすることができない訴訟行為はできない。
- 189 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触する場合でも効力を生じる。
- 190 補助参加人は、被参加人の控訴申立期間経過後は控訴の申立てをなし得ない。
- 191 独立当事者参加訴訟では、一部判決が認められる。
- 192 任意的当事者変更をなし得るのは、原則として第一審係属中に限られる。
- 193 訴訟承継が行われた場合、承継人は当事者となり、被承継人の承継時点での訴訟進行上の地位をそのまま承継する。
- 194 当然承継を生じても訴訟手続が中断しない場合がある。
- 195 終局判決に対する上訴としては、控訴・上告がある。
- 196 決定・命令に対する上訴としては、抗告がある。
- 197 控訴裁判所は、自ら事実認定をやり直すのではなく、第一審の資料から原審の認定や法的判断の当否を判断する。
- 198 控訴裁判所が、控訴に理由があり原審の判断が不当であると考える場合には、原判決を取り消し、自判・移送のいずれかの判決をする。
- 199 法令違反があった場合、常に最高裁判所に対する上告をなし得る。
- 200 手形訴訟を提起した原告は、口頭弁論終結前であれば、被告の同意なしに通常訴訟への移行を申し立てることができる。